

受託者責任を考えるヒントー米国エリサ法に学ぶ（１）

厚生年金基金の運営に関与する者の責任、いわゆる「受託者責任」について議論が高まっている。そこで、この問題を考える参考に、シリーズで情報提供したい。まず初回は、米国の企業年金法であるエリサ法の概要と、わが国への教訓を紹介する。

急速に規制緩和が進む中、6月に相次いで発表された報告書（厚生省の「厚生年金基金制度研究会」と厚生年金基金連合会の「受託者責任研究会」）では、ともに、基金の自己責任原則の確立と受託者責任の重要性を指摘している。

連合会「わが国における受託者責任の確立に向けて」（第一次報告）から「今後の対応」

- ①受託者責任を負う者を明確にする
- ②受託者責任の内容を明確化、具体化し、浸透させる
- ③受託者責任の遂行のための環境を整備する
- ④企業年金法制定への期待

ところで、米国でケネディー大統領時代に検討が開始され、10年がかりで企業年金の包括的な規制としてエリサ法（1974年従業員退職所得保障法）が制定されたのは、当時、頻発していた年金資産の積立不足や不正流用を防止し、加入者の受給権保護を図ることが主目的だった。その後、判例や行政規則が蓄積され、次第に受託者責任の中味も具体的になってきている。

エリサ法の規制では、企業年金資産は会社の財産とは分離され、信託受託者（trustee）管理の信託財産か、保険会社との保険契約になる。米国では、企業経営者も含め誰でもが信託受託者になり、財産の運用が可能のため、その任務遂行の適正化を図る必要性は高い。そこで、信託受託者を始め企業年金関係者を広く対象とする、受託者（fiduciary）責任を、厳格に規制することになったのである。

受託者は、「相手方の信頼を受け、もっぱら、その者の利益のために行動する高度の忠実義務を負う者」で、エリサ法では、名目的な地位より実際の機能に着目して定義されている。そのため、企業年金の投資や管理運営に一定の権限を有する者は、すべて受託者責任を負う。

エリサ法による受託者の定義

- ①企業年金制度の管理・運営に裁量的な権限を有する者
- ②企業年金制度の資産の管理・処分に権限を有する者
- ③有償で企業年金制度の資産の投資の助言を行う者

なお、受託者に対する損害賠償の請求や受託者の解任といった、受託者責任を追及する訴えは、違法行為を行った以外の受託者のほか、加入者個人や連邦政府（労働長官）も可能である。

エリサ法の定める受託者の義務については、重要なものとして「忠実義務」（①②）と「注意義務」（③④）とに整理できる。

エリサ法による受託者の義務の概要

- ①もっぱら加入者の利益を図る（加入者利益専念ルール）
- ②加入者への給付と正当な費用の支払いのみを目的とする（排他的目的ルール）
- ③思慮深い人（a prudent man）としての注意を払う（プルーデント・マン・ルール）
- ④投資を分散する（分散投資義務）
- ⑤エリサ法に適合する限りにおいて、制度の規定に従う（制度規定遵守義務）

米国の「受託者責任」の考え方を、社会経済システムや法体系も異なるわが国に、そのまま導入するのは問題があろう。厚生省、連合会の報告書では、受託者責任を整合的、統一的に規定する企業年金法の制定が、長期的課題として期待されているが、現状でも、いろいろな法令や契約の中に規制が散在している。従って、ガイドラインの作成など、関係者の法律上の権限と責任を明らかにしていくことが、まず必要であろう。

企業年金において効率的な資産運用は極めて重要であるが、米国には次のような点を学ぶべきであろう。米国では、資産運用業務の専門性を認めた上で、専門家間の競争を促して運用効率を追求する一方、情報開示により相互に牽制しあうシステムの下で、不正や怠慢が起こらないように歯止めをかける工夫が見られるのである。